

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ ～徳島県犯罪被害者等助成金制度 (転居費用助成)のご案内～

徳島県では、犯罪被害者やそのご遺族が、犯罪行為による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合に、経済的負担を軽減するため、転居費用を助成します。

①対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失による行為を除く）のうち、次のいずれかの犯罪に該当するもの。

- ・殺人、強盗致死傷、性犯罪
- ・逮捕・監禁、略取誘拐、傷害致死又は全治1か月以上かつ通算3日以上入院を要する傷害
- ・その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪

(令和8年4月1日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害に限ります。)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」

②助成金の助成限度額・対象経費・助成要件

○転居費用助成金 助成限度額 20万円

＜対象経費＞

- ・運送に要する費用
- ・荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要する費用

＜助成要件＞

・犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害の方が、次のいずれかに該当すること

- (1) 県内に住所を有する方（住民票その他の書類により確認できる方に限る。）
- (2) やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している方（県内に居住していることが書類により客観的に確認できる方に限る。）

・申請者が、次のいずれかに該当すること

- (1) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために、従前の住居に居住することができなくなった犯罪被害者又はそのご遺族
- (2) 犯罪行為による被害を受けた場所が、犯罪被害者の住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又はそのご遺族
- (3) 本助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において二次被害が発生し、又は再被害のおそれがあることにより、再度の転居が必要であると認められる犯罪被害者又はそのご遺族
(※助成限度額の範囲内で、2回までの転居に関し交付)
- (4) その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める方

③助成がされない場合

- 申請者（犯罪被害者以外の者が申請する場合にあっては、申請者又は犯罪被害者。以下同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により助成対象経費に係る助成を受けているとき
- 申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、申請者にも、その責めに帰すべき行為があったとき
- 申請者が、暴力団又は暴力団員のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であったとき
- 申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき 等

④申請に必要な書類

申請様式及び申請に必要な添付書類については、徳島県のホームページをご確認ください。

下記のQRコードから、徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金交付要綱、申請様式等がダウンロードできます。



⑤助成金交付決定の取消し・返還

- 交付決定後、助成を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認めるときは、交付決定が取り消されます。
- 交付決定が取り消された場合、既に助成金が交付されているときは、定められた期限内に返還しなければなりません。

⑥申請方法・申請期限

（申請方法）申請窓口宛て郵送又は直接ご持参ください。

（申請期限）当該犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年以内

<申請窓口> 徳島県生活環境部消費者政策課 くらし安全担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2287

メール shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※午前9時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）



<相談窓口> 公益社団法人徳島被害者支援センター

〒770-0868 徳島市福島1丁目1番13-101号

TEL 088-678-7830

メール sodan7830-tokushima@carol.ocn.ne.jp

※月・水～土曜日 9:00～16:00

（火曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

★制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前のご相談をお願いします。